

令和8年生駒市農業委員会8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年8月7日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 今井 正徳

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子

2番 岡田 啓秀

3番 辻 英雄

4番 池谷 初英

5番 有山 富士美

6番 棚田 秀治

7番 影林 則昭

9番 西川 和宏

10番 井山 茂

農地利用最適化推進委員

岩前 利典

松井 清次

池田 典夫

西野 慎一

井上 久子

欠席者 田中 良治

藤田 満

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂

書記 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 特定農地貸付けの廃止について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料(新規就農希望者相談に係る借用希望農地情報)
- 「令和8年度利用状況調査の実施について」日程表・地図
- 公務災害補償制度について
- 生駒市農業委員会名簿
- 令和8年度 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領
- 農政なら

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により今井正徳会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(8番 今井会長)と3番 辻委員、4番 池谷委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
〈議案第1号は西川委員に関する案件のため、西川委員は会議室から一時退室〉

○書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調
整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で小平尾保育園、人権文化センターの北西約600mのところ
に位置する農地

申請理由について

申請人及び申請人の親族がドッグランスペースとして利用されるため申請された。

申請にあたって、雨水は主に自然浸透で、地元水利組合の同意がされていることから、周
辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地で
あり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する
区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会
議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地の周りは全て申請人の農地で特に問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお、転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

〈議案第1号終了に伴い、西川委員入室〉

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1の申請地について

別紙位置図の地図番号(2)で、高山竹林園の北西約350mのところに位置する農地
申請理由について

譲受人は上町で自動車販売業をされているが、販売用の車両を停めておくため今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、のみ切れない分は、県道の側溝に流れ出るようになっている。また、北倭土地改良区の意見書、地元農家組合の同意がされており、両隣は宅地であることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしていることから第3種農地に該当する。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。事前に書類を見たが、図面の断面や添付の書類にもう少し追加する内容があったので、代理人には連絡をしている。今後、県に進達することになった際には県からも指示事項が出てくるかと思うので、対応していく。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請書の各書式間の齟齬がかなりある。ポイントは3点あり、まず1点目は地盤高と標高の記載がないので、農地法第5条の許可にある被害防除措置という項目に対してレベルが書いていないので検討ができない。隣地の境界も書いていない。2点目は隣地農地の境界だが、道

路との境界は主線でもって申請書類には書いてあるが、隣地部分については線が何も書いていない。ブロック塀があり、段差がでるためそれも書いていない。境界が断面のままなのは如何かと思う。そんな状態で隣接農地への影響や境界トラブル等、将来的に民事訴訟になる可能性も否定できない。委員会での許可行為と言うのは、どの法律でも一緒だが、法律で規定された内容を行政庁、今回なら生駒市の農業委員会が制限解除を拡大解釈して許可を下すのには当然、かなり重たい責任がある。その辺りを判断して審議願いたい。添付図面を見て隣地境界線、境界の位置が不明確なので転用事業の計画範囲が確定できない。ここは問題だと思う。公図や確定測量図を取るようになれば、14条の書類があり、その書類があれば境界も確定でき、面積も確定できるが、おそらくしていないと思う。3点目は申請者のチェックリストだが、事務局に確認したところ、申請者が書くという事で、今回は青空駐車場で申請されているが、車道があって、歩道があって、真ん中に地元のゴミ置き場がある。地域との協議ができていのかはわからないが、その判断はするべきかと思う。チェックリストでは、道路法の32条の申請が必要とあるが、県道なので道路管理者は郡山土木事務所の管理下だが協議はされたのか、その協議書も添付させるべきだと思う。何故かと言うと、青空駐車場と道路の間に歩道があり、歩道は歩車道境界ブロックで区切られており、厚さが10～15センチあるのでおそらく切り下げをされと思うが、その駐車場の切り下げは道路法24条の申請が必要になる。その許可が下りないといけない。なので、道路法24条の許可が下りて初めて道路法32条にかかる。それが道路法の主旨である。悪く考えれば、これで許可を下ろしてしまうと、下ろした後、24条の申請をしないでそのまま行く可能性もある。もう少しきっちり申請者に話を聞く必要があるのではないかな。聞き取り調査をした後に道路法24条の手続きを踏むように、あるいは経緯がわかるように、協議状況の分かる資料を提出してもらおう等言うべきかと思う。なので、一度取り下げていただく方がいいかと思う。あるいは訂正して差し替えてもらう方法もあると思う。農地法5条の2項に書いてるように、条件付き許可で隣地境界を確定してもらい、レベルを書き添えていただき、現況平面、土地利用計画図に隣地境界を書き添えてもらう。道路法の関係も他法令もきっちりやってもらい、着工完了が終わった後は完了報告の中に写真や資料を入れていただき、初めて許可がでる。条件をきっちり書き、農業委員会が争いなどで対抗しうような立場をきっちり取る方が委員会としてもいいのではないかな。推進委員にも責任があるし、きっちりやりたい。

- 議長 推進委員としては、この書類申請では一旦認められないので取り下げてください、もう一度出しなおして審査する方がいいとのご意見か。
- 委員 継続審議で書類を差し替えて、条件許可を下ろすのがいいと思う。
- 議長 書類の不備があるようだが、事務局は書類の不備については、県に進達する案件で県の方でも差し替え等あると先ほど説明されていたが、今推進委員から色々指摘があったが、その辺りはどうなのか。
- 書記 これまでの申請の流れだが、事務局が受け付けた段階で書類の審査はする。推進委員がおっしゃるように、申請地のブロック塀はどっちに含まれるのかという事は県から指摘があると思う。県に送った段階で先ほどの推進委員の心配事は補正事項として返ってくる。それをクリアしないことには県は許可を下ろさない。県に進達したとして、最終的に許可権者は県なので県では

かなり細かく見られる。境界確定に関しては、農地法上そこまでは求めていないので、それを求めることはできない。先ほどのように、売買するわけなので土地の境界はどこかというのは立ち合いを恐らくされていると思う。それに基づいて今回の申請地は全て赤で囲ませるよう指示は県からくる。道路占用の方も他法令チェックシートで要となっているので、県からは状況確認は必ずある。県に他法令チェックシートで許可がいるとなった場合はどの範囲のものがいるか聞いたところ、許可見込みがあれば結構ですとの事だった。事務局も市の道路占用がいる場合は必ず管理課の方に確認を取る。よほどの不備がない限りは却下されることはないと思う。その辺りも確認を取って県に連絡して進めている。工事が完成した場合は必ず完了報告書を出して頂き、それには写真を添付して出してもらい、そこまで細かい写真までは求めていないが、2, 3か所の方向から撮ってもらい、地図に写真をどの向きで撮ったということを付けて提出してもらっている。

- 議長 推進委員がおっしゃっていた事は、全部県が対応するという事か。おかしいところがあってもそのまま進達するのか。ある程度きっちり確認してから送るべきかと思う。その辺りはどうなのか。
- 局長 推進委員から指摘を受けた件だが、県に進達する前に生駒市の農業委員会として出てきた意見なので反映させた上で修正をしてもらい進達するのが本来だと思う。今回も修正してもらった上で進達する。条件付きの許可に関して許可権者は奈良県になるので、その件も含めて進達の際に話していきたい。今までも県の方から条件付きの許可はあると聞いている。現状では進達できないと思っているので修正はしていただく。
- 議長 もう一度書類を出しなおして頂くという事で、継続的な審議にするという事か。先ほど事務局の説明ではとりあえず県に出せば県の方から補正がくるという事だったがどうなのか。
- 委員 前回の3年間で上がってきた内容で差し戻しと言うのはなかったと記憶している。だから今回も通しましょうと言うのではなく、推進委員の意見と、これまでの事例としての事務局の意見を聞いて、委員として許可をするかどうかを判断しないと、私どもは書類を詳しく見ていないのでお二方の意見を聞いて判断する。推進委員にたくさん意見を言っていたので、事務局にも意見を聞きたいが、今回も差し替えで対応するレベルなのか、その辺りを聞きたい。
- 書記 今回、申請が出てきたのが31日で細かいところまで見れていないのが実情だ。先ほど推進委員から指摘のあった通り、まず申請地がどこまでのエリアなのかははっきりさせるために例えば赤で書くなどは必要だと思う。断面も計画断面しかないもので、現況の断面がないので修正が必要なので、その辺りも踏まえてこれまでなら差し替えをして県へ進達している。今回に関しては県に進達するかどうかは、委員会としての意見もあるので、我々もそれに従う。
- 委員 私も前期3年は推進委員をやったが、基本的にはこの会議の場に出る案件は推進委員が判子を押して申請者が書類を事務局へ提出し、この会議に出てそれを審議する流れだと思うのだが、今の話だと推進委員が納得されていない状況だが、判子は押されたのか。
- 委員 前回の臨時会で推進委員の立場はどこまでか、行政手続法で審査期間など、色々質問をしたが、事務局に書類を見てもらってOKなら判子を押したらいいと言われた。今回の申請の前に3条申請を持ってきた時は申請地の場所が違ったので、これはダメだと言った。今回は手直しが出てきて初めて中身を見た。押すときに初めて書類のコピーを持ってきてその場でチェックし

ながら、農家区長の同意条件が書いていないとか、図面間の齟齬があると色々問題点を見つけた。農業委員会法で推進委員の立場は地域の関係等書類を審査する義務や責任があると思う。ここで間違った判断をして県で最終判断をするのだからいいじゃないかと、それも一つの手法だと思うが、県の職員からしたら生駒市の農業委員会は何をしているんだという事になる。もう少しレベルアップすべきだと思う。推進委員として言うべきことは言わないといけない。訴訟になった場合推進委員は何を指摘したのかと、裁判官が言及するような過去の判例もある。なので、推進委員に責任がかかってくると困るので私は先ほど報告した。あとは委員が最終判断をして、許可が下りても会長が一人で責任を負うのではなく、委員全員に責任があると思う。かなりきつい事を言っているが、その辺りは弁えて欲しい。

○委員 事務局に確認して揃っていたら判子を押すと言っていたが、それはあくまでも書類が揃っているかで、現地の確認は推進委員がして、持ってきた書類と自分が現地を見たときに差があれば、自分が納得していなければ判子は押したらだめだ。今回、別の推進委員も同じ申請者から出てきた書類を見て現地を見た際に判子は押せないという事で、書類を戻されている。それは推進委員としてやっていただかないといけない。書類が揃っているか事務局に確認して現地を見ずに図面も全て出ているので判子を押して渡した。推進委員を責めているのではなく、私も以前に推進委員をしていて太陽光の件で色々あった。推進委員の所で止めて事務局と話をし、判子を押せないという事で書類を何度も作り直してもらい、図面も作り直してもらった。そして納得した上で判子を押すという形でやってきた。他の推進委員も必ず図面が出てきた際に事務局に確認するのは、出された書類が規定に沿って出されているのかを聞かないと我々も確認できない部分もあるので、それを確認した上で、自分で書類も確認し、現地へ行かないといけない。自分の知っている農地であればいいという判断をすれば判子を押せばいいが、今回のような形であれば現地を見た中でこれはできないと思えば、書類が揃っていても判子を押す必要はないと思う。推進委員が納得していない書類が、何故この場に出てくるのかと疑問に思った。推進委員の判子はそれだけ権限のあるものなので必ず自分で場所を確認していただき、判子を押すという事を今後していただきたい。

○委員 私が臨時会で質疑した時に今のような回答をいただきましたかった。今回の申請者にも事務局にも伝えたが、次回からは自分で見ると。審査期間は何日いただけるのか。極端な言い方をすれば1ヶ月、2ヵ月ほったらかしにしていれば、相手から民事訴訟で訴えられる可能性がある。売れる物件があるのに、売れないとなれば裁判沙汰になりかねない。

○係長 今回の経緯については、7月30日の夕方に代理人から3条申請と5条申請を出したいと話があった。3条申請の件は、推進委員のおっしゃる通り、農地と言っているが実際は農地ではないようなところを、申請しようとされた。5条申請の方は一旦書類が揃っているか確認してほしいと言われ、断面図や詳細の確認は出来ずに書類が揃っているかの確認だけして、経由印や北倭土地改良区の書類が抜けていたが、どうしても今月の委員会でないと言ったので、チェックをして推進委員に話をした。5条の書類の平面図で雨水の流れや断面の件で細かい図面と言うのは、県に確認してもらっている。図面にレベルを記入する事までは県が求めないかもしれない。県に進達する際に今回の事は報告させていただくが、事務局で止めてここがダメと

言うのは県の許可基準より高く求めて抑えてしまっただけは、うちが逆に訴えられることになるかもしれない。以前も農地法の関係でちょっとおかしいと県に確認して対応した事もあったが、その際も市長にクレームのメールが来てやり方がおかしいと言われたこともあった。今回の件は懸念点を含めて県に進達して、県としてはどこまでの書類が必要なのかの最終書面を、許可が下りたら最後は推進委員にお返しするので一旦懸念点も含め県に進達したいと考えている。次回以降は申請書を確認していただき、月末などに申請を持ってきて早く押してくれ等言われても無理だと言ってもらっても良い。

- 委員 個人的な考えを申し上げると事務局の言うように、差し替えで対応できるならそれで進めてもいいのかと思う。問題点も直すべきところもあるが、推進委員が判子を押している事が1点と、事務局の意見があって自分たちも資料を見て判断せざるを得ない。推進委員がすごく問題を感じられているので諸手を挙げて賛成とは言い辛いが、次回以降は推進委員も確認していただき事務局の見解を言ってもらえたら、委員としては認めるという今まで通りで対応できると思う。
- 委員 要するに、推進委員が判子を押された書類が出ているので、これをどのように解決するのかを決めないといけないのと、推進委員の権限と言うものは、推進委員が納得するまで事務局とやり取りをされ、判断していただく。図面が出てきたが後でやり直すよう承諾を取り、推進委員が納得されたら判子を押して頂く流れでないと、みんなで審議することよりも、書類が全て揃って出てきているのだから、それをどのように納めるのかは事務局と委員で決めないといけない。
- 議長 推進委員は経由印を押された状況も、代わられてすぐの段階で事務局に話をしたら押してもいいよと言う感じで伝わり、判子を押したがよくよく見たらおかしいと思ったという事で、委員改選のどさくさの中なのでやむを得ないと思う。ちなみに進達はいつするのか。県に進達するまでに推進委員に見てもらい、これならいいよという状況ならば、農業委員会としては止める必要はないと思う。
- 書記 書類の流れについて説明させていただくと、月初に県から今月の案件は何件あるのか問い合わせがあり、書類は委員会で審議する前にチェックしたいとの事で既に送っている。ただ最終的に進達と言うのは、農業委員会の意見書が必要になる。今回は面積が300㎡を超えているので、農業会議の方からも意見を求める必要がある。その回答が来るのは月が替わって会議があり、その結果の返事が来る。それを付けて初めて進達という形になる。
- 議長 ある程度農業会議で審査してもらい、これならいいという状態で進達するのか。
- 書記 通常ならば県の進達の締切は17日だ。今回は最終的に正式な進達になるのは農業会議の意見照会があるので来月になるが、書類は一旦17日までには出す必要がある。
- 議長 基本的に地元の推進委員が納得していない状態の案件をこの委員会で審議して進達するというのは如何なものかと思う。経由印を押したという話はあるが、事情を聞くと仕方がない。後の書類が揃っていないので、それは進達するまでに推進委員が確認し、これでいいという事なら別だが、話を聞いていたら推進委員に全て丸投げするのは大変だと思う。
- 委員 地図に小さな点があるのだが、ゴミ置き場だ。申請地の真ん中にあるが、転用許可がおりた場合に地元と揉める可能性が出てくると思う。今あるゴミ置き場を右なり左なりに移動させるように指導する必要があるかと思う。

- 委員 ゴミ置き場を動かさないなら、左右を切り下げする事になると思うが、それは道路管理者の判断になる。その判断もこの申請ではわからない。
- 委員 随分前の案件で委員全員が納得できなくて、差し戻した事があった。今回も差し戻ししようとするればいいのか、それができない案件なのか、事務局で判断して最終的には推進委員に納得していただく事ができないのか。皆さんの意見や図面上違う所を県に出して県の方でこれではだめだと返ってくるような形をとるのか、一応提出はして最終的に推進委員に納得していただく方向に持って行くのか、いつまでもここで話していてもまとまらないと思うので、委員会としてもこれを承認するのかもしれないのか。
- 係長 先ほど申した通りで、一つは県許可の概算の基準よりも市が高いハードルを求めた場合に相手方から訴えられる可能性はあると思う。ゴミ置き場の件もどこまで話ができているのか、申請者に確認することもできると思う。並行して所有者には確認していく。許可権者は県なので農業委員会の意見としてはこのような事があったという事を踏まえてお渡しし、詳細は申請者に確認するようにしてフィードバックは皆さんにしていく。県からここまでの書類が必要だと言う話ではてくると思うので、県が求める最終の書面として差し替えたものについては皆さんにお返りする形にした方がいいのではないかと思います。
- 委員 継続審議にさせていただき、一旦判断はストップして事務局と私とでもう一度立ち合いをしてその時に申請者を呼んで、現地で再度確認する。その上で先ほど説明されたように必要な書類を差し替えては。
- 委員 私もそうしていただいた方がいいかと思う。本来は委員として許可をして出すのがいいと思うが、今回は推進委員が押印しているという状況で、言い方は悪いが弱い立場になっていると思う。事務局も先ほど言っていたように進めないことへの法的なリスクがもちろん出てくるが、申請者は応じてくれるのか。もう判子をもらっているのに、何で今更という事にはならないか。
- 議長 この委員会で承認して、進達するかどうかをここで判断するのだから、進達に至らなかったで良いのではないか。
- 議長 事務局が言っていたが、県の審査基準よりもうちの方のレベルが高いとか、そんな事はあるのか。
- 係長 以前あった5条申請でも、縦断面図など図面にレベルが記載されてなくても許可は下りた。
- 議長 断面図の現状と盛土後の図面はそこまでいらないんじゃないかという事か。
- 係長 先ほど委員から図面にレベルが入っていないという話があったので、レベル記載までは求められないかも知れない。
- 議長 場所によって、今のように周辺に民地などがあって雨水がどう流れるか等があれば現状と今後でレベルも必要だと思うが、以前の申請は国道と里道だったのでそこまで求めていなかったのではないか。この状況で進達するというのは、推進委員に色々チェックしていただいている中で、おかしいまま出すのではなくそのチェックもこちらでしないと、疑問点を羅列して県に進達するというのは如何なものかと思う。その確認もしてから進達するのが本来の形かと思う。
- 局長 進達の時期を17日と伝えたが、会長が来月の初めに出席する常設会議で意見書を貰って初めて進達ができる。そこまでに書類の不備を差し替えた形で9月初めの進達に間に合わせる形

で考えている。そこまでに申請者とは話をする機会を作り、事務局としても不十分なもので進達するわけにはいかない。

○議長 まだ20日ほど時間はあるのでその間に書類の差し替えは可能という事か。

○局長 申し訳ないが、地元推進委員に見ていただき進めさせていただきたいというのが事務局としての意見である。

○議長 地元推進委員はいかがか。事務局としては進達したいという思いが強いようだ。

○委員 最低限差し替え出来るものはして、指摘、指導をして入れ替える。そこに問題点が先ほどのごみ置き場の件等を羅列して状況が把握できたのでそれを添えて進達する。

○局長 条件付き進達ということか。

○委員 軽微な差し替えもしないで県に送ると言うのは、県の職員に対して失礼だと思う。

○議長 この件で月初にある県の会議までに再度委員会を開くのは皆さんへの負担もあるため、もし許して頂けるのであれば書類を地元推進委員に確認していただき、その後事務局と正副会長で確認してこれならば進達できるということろまで、8月中に確認できれば進達させてもらう。それが確認できなければこれは進達しないという形にしてもよろしいか。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の条件付き承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業
会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-1)(3-2)で、国道168号線の交野市と四條畷市の市境に位置し、奈良交通の北田原バス停の転回所附近に位置する農地

申請理由について

賃借人は、新規就農者で本格的な農業経験はないが、農学部の大学院を卒業され農業に関する知識は十分お持ちである。また、現在会社員だが、父の会社の役員で、営従事時間は十分あるとのことで、従妹や叔父叔母4名も繁忙期には手伝うとのことで、当該農地では小豆を栽培予定である。

要件について

耕作に必要な農機具は既に所有されている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。当日、新規就農面談をし、農地までの距離、販路等確認をした。

No.7～16の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、鬼取町の東西を走る市道に沿って、ラッキーガーデンが位置する十字路を更に西に約350m上ったところに位置する農地

申請理由について

使用借人は、新規就農者で農業経験は、約10年間水稻栽培、多品目の野菜等の1年研修、鬼取町の現地でも、約2年間多品目野菜の栽培経験がある。現在は老人介護施設で週3日勤務されているが、残りは農業従事を中心に行うとのことで、常時手伝って頂ける方は3名おられ、計4名で農業をするとのことで、当該農地ではワイン用のブドウの栽培を中心に、複数の野菜も栽培予定である。

要件について

耕作に必要な農機具は既に所有されている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。当日、新規就農面談をし、農地までの距離、従事日数などを確認した。

No.17～19の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、高山ため池から枚方への県道に沿って、約300m北西に位置する農地

申請理由について

使用借人は、昨年に新規就農された方で、高山地区で農地を拡大するために、今般契約され、当該地ではタマネギとニンニクを栽培予定である。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名と担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号(No.1～6)について地元委員へ補足説明を依頼

○委員 No.2～6は、国道168号線沿いで広い歩道があり車も停められる。現地調査の際に田は綺麗にすいてあった。No.1は、横は竹藪で草は刈っていなかったが、すぐに刈ると聞いている。当日

に面談しましたが、農学部を出ており大学院も出ているので農業の知識はあると思う。また従妹と相談され手伝うという話で、作業する人数はいると聞いている。

○議長 議案第3号(No.7～16)について地元委員へ補足説明を依頼

○委員 鬼取町の生駒山寄りの山の中で耕しておられ、綺麗に整地されていた。面談した時点では周りの方や自治会の方や水利組合の方とは上手くいっており、問題等はないかと思う。

○議長 議案第3号(No.17～19)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 借人は当該地の上の方でもニンニクを栽培されており、近くでもかなりたくさんの農地を借りて耕作されている。現地調査の際に草は生えていたが、あれくらいの草ならトラクターで一気にいけるので問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第4号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要な案件だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき届出の提出が必要となる。農業委員会では現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があること等、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認されると、申請者に受理通知書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、生駒北学校給食センターの北東約550mのところに位置する高山町地内の農地

申請理由について

当該地は常時湧水があることから耕作ができないため、盛土を行うと共に暗渠排水を設置するものである。なお、盛土高は概ね98cmで完成後は畑として利用する予定である。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 富雄川沿いにある生駒北学校給食センターから約400mのところにある谷の底地のような農地

で、地下水が流水しており、暗渠パイプを入れて、その横を今回農地として利用するため造成したいと話があった。盛土は1m未満500㎡以下で造成計画をされている。排水はかなり地下水が多いので、暗渠排水のパイプを2か所設けて東側水路に放流し、その上に98センチの盛土を真砂土とする。地元の方なので近隣住民の方とも協議されており問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 面積は462㎡のうち343㎡とあるが、343㎡だけ盛土をするというのはどういう事か。

○書記 地図番号(6)で見ていただきたいのだが、この土地の境界自体は土地の西側が先般農業用道路として規則29条で届出された部分である。その面積を差し引いた面積で今回盛土の申請がなされた。

○議長 北側の法面部分と西側の通路の間を除いた面積という事か。

○書記 そうだ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～31については相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行なっていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

この案件は、議案第3号のNo.18, 19でご審議いただいた農地で、今般利用権設定を行うため廃止となったものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については数十年前から申請者がお住まいの宅地の一部として利用されてきた土地で、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第5号「農地転用許可の報告について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○係長 新規就農希望者相談に係る借用希望農地情報の説明

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 「令和8年度利用状況調査の実施について」について説明

○係長 令和8年度 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領について説明

日時:令和8年9月8日(火) 午後1時半～4時

場所:かしはら万葉ホール

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和8年9月9日(水)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和8年9月3日(木)

9月2日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時58分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 8番

農業委員 3番

農業委員 4番
